

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		製造保安責任者等の解任命令
根拠条例・規則等名		火薬類取締法
条 項		火薬類取締法第 3 4 条第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7487)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 ※根拠条項 (火薬類取締法第 3 4 条第 1 項) の規定上明らかであるため。
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		